

人 事 院 事 務 総 長

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務
総長通知の一部改正について（通知）

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）の施行に伴い、関係人事院事務総長通知の一部をそれぞれ下記のとおり改正したので、令和５年４月１日以降は、これによってください。

なお、この通知の施行に伴う経過措置については、「人事院規則１―７９（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（令和４年２月１８日事企法一３８）」に定めるところによってください。

記

- この通知において、「次の表により改正する」とは、第３項から第３０項までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

2 次項から第30項までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下この号において同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

四 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。

3 「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成18年12月15日事企法—668）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日と | 1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日と |

することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日)から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間(当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間)とする。

| 人事管理文書の区分 | | 基準日 | 保存期間 |
|-------------------------------|--------------------------|-------|------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給実甲第28号(一般職の職員の給与に関する法律の運用方針) | 第23条関係第5項の項第1号の協議に関する文書等 | 取得の日 | 5年 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給実甲第1078号(本府省業務調整手当の運用について) | 第2項の通知の文書等の写し | 通知した日 | 5年 |
| 給実甲第1295号(給与法附則第 | 規則第3条関係第1項第2号若しくは第3項 | 取得の日 | 5年 |

することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日)から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間(当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間)とする。

| 人事管理文書の区分 | | 基準日 | 保存期間 |
|-------------------------------|---------------------|-------|------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給実甲第28号(一般職の職員の給与に関する法律の運用方針) | 第23条関係第5項の協議に関する文書等 | 取得の日 | 5年 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給実甲第1078号(本府省業務調整手当の運用について) | 第2項の通知の文書等の写し | 通知した日 | 5年 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 8項の規定による俸給月額 の運用に ついて) | 第2号、規 則第5条關 係第1項第 2号又は規 則第7条關 係第2項の 承認に關す る文書等 | | | | | | | | | |
| 給実甲第 1296 号(人事 | その他の事 項第2項の 調書等 | 作成の日 | 10年 | | | | | | | |
| 院規則9 —148 (給与法 附則第1 0項、第 12項又 は第13 項の規定 による俸 給)の運 用につい て) | 第4条關係 第2項から 第4項まで 、第6条關 係第2項か ら第4項ま で、第7条 關係第1項 第2号若し くは第2項 第2号、第 8條關係第 1項第2号 若しくは第 2項第2号 、第9條關 係第2項若 しくは第3 項、第10 條關係第1 項若しくは 第2項又は | 取得の日 | 5年 | | | | | | | |

| | | | |
|---|----------------------------|-------|-----|
| | 第11条関係第1項から第3項までの承認に関する文書等 | | |
| | その他の事項第1項の通知書等の写し | 通知した日 | 5年 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 人事院規則11-10(職員の降給)の運用について(平成21年3月18日給2-26) | 第7条関係第3項の通知の文書等 | 取得の日 | 1年 |
| 管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について(令和4年2月18日給生-16) | 第2の第5項の報告の文書等 | 取得の日 | 3年 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給実甲第444号(派遣職員の給与) | 第1の第3項又は第2の第6項の協議に関する | 取得の日 | 5年 |

| | | | |
|---|-----------------------|------|-----|
| | | | |
| | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 人事院規則11-10(職員の降給)の運用について(平成21年3月18日給2-26) | 第7条関係第3項の通知の文書等 | 取得の日 | 1年 |
| | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給実甲第444号(派遣職員の給与) | 第1の第3項又は第3の第1項の協議に関する | 取得の日 | 5年 |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|------|-----|-----|----------------------------|------|---------------------------------------|-----------|-----|
| の支給割 合の決定 等につい て) | る文書等 | | | の支給割 合の決定 等につい て) | る文書等 | 第2の第4 項又は第5 項の通知の 文書等の写 し | 通知した 日 | 5年 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 備考 (略) | | | | 備考 (略) | | | | |

4 「職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一812）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>規則第3条関係</p> <p>この条の<u>第3号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の7第1項又は第2項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> <p>人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。<u>次号及び規則附則第</u></p> | <p>規則第3条関係</p> <p>この条の<u>第2号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の3第1項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> <p>人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。<u>次号</u>において同じ。</p> |

2項関係において同じ。)を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

「年 月 日以後、派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する」

と記入する。

六 (略)

規則第13条関係

(略)

規則附則第2項関係

1 この項の規定により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとしたこととなった職員(同項の規定により俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとしたこととなった日において、派遣の期間を延長され、規則第9条第2号に掲げる場合に同条の規定により人事異動通知書が交付される職員を除く。)に対しては、人事異動通知書又はこ

)を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

「年 月 日以後、派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する」

と記入する。

六 (略)

規則第13条関係

(略)

(新設)

(新設)

れに代わる文書（以下「通知書等」という。）により俸給等の支給割合又は俸給等を支給しない旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

2 前項の規定による通知において、人事異動通知書を用いる場合の「異動内容」欄の記入要領は、規則第9条関係第6号の規定の例によるものとする。

(新設)

別紙

1～3 (略)

(記入要領)

1～8 (略)

9 派遣の期間中に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項の規定の適用を受けることとなった職員については、⑨欄又は⑩欄に「 年 月 日給与法附則第8項適用」等と記入する。

別紙

1～3 (略)

(記入要領)

1～8 (略)

(新設)

5 「職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣の運用について（平成29年5月19日人企一496）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>規則第3条関係</p> <p>この条の<u>第3号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の7第1項又は第2項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> <p>人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。<u>次号及び規則附則第2項関係</u>において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合</p> <p>「 年 月 日以後、派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する」と記入する。</p> | <p>規則第3条関係</p> <p>この条の<u>第2号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の3第1項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> <p>人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。<u>次号</u>において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合</p> <p>「 年 月 日以後、派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する」と記入する。</p> |

六 (略)

規則第13条関係

(略)

規則附則第2項関係

- 1 この項の規定により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとすることとなった職員（同項の規定により俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする）こととなった日において、派遣の期間を延長され、規則第9条第2号に掲げる場合に同条の規定により人事異動通知書が交付される職員を除く。）に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により俸給等の支給割合又は俸給等を支給しない旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。
- 2 前項の規定による通知において、人事異動通知書を用いる場

六 (略)

規則第13条関係

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>合の「異動内容」欄の記入要領は、規則第9条関係第6号の規定の例によるものとする。</u></p> <p>別紙</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(記入要領)</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>9 派遣の期間中に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項の規定の適用を受けることとなった職員については、⑨欄又は⑩欄に「 年 月 日給与法附則第8項適用」</u> 等と記入する。</p> | <p>別紙</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(記入要領)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|

6 「職員の令和七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年5月23日人企一60）」の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>規則第3条関係</p> <p style="text-align: center;">この条の<u>第3号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の7第1項又は第2項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> | <p>規則第3条関係</p> <p style="text-align: center;">この条の<u>第2号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の3第1項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> |

人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。次号及び規則附則第2項関係において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

「年 月 日以後、派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する」

と記入する。

六 (略)

規則第13条関係

(略)

規則附則第2項関係

1 この項の規定により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとすることとなった職員（同項の規定により俸給等の支給割合を決定し、

人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。次号において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

「年 月 日以後、派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する」

と記入する。

六 (略)

規則第13条関係

(略)

(新設)

(新設)

又は俸給等を支給しないものとする
こととなった日において、
派遣の期間を延長され、規則第
9条第2号に掲げる場合に同条
の規定により人事異動通知書が
交付される職員を除く。) に對
しては、人事異動通知書又はこ
れに代わる文書（以下「通知書
等」という。）により俸給等の
支給割合又は俸給等を支給しな
い旨を通知するものとする。た
だし、通知書等の交付によらな
いことを適当と認める場合には
、適当な方法をもって通知書等
の交付に代えることができる。

2 前項の規定による通知におい
て、人事異動通知書を用いる場
合の「異動内容」欄の記入要領
は、規則第9条関係第6号の規
定の例によるものとする。

(新設)

別紙

1～3 (略)

(記入要領)

1～8 (略)

9 派遣の期間中に一般職の職員の
給与に関する法律（昭和25年法

別紙

1～3 (略)

(記入要領)

1～8 (略)

(新設)

| |
|--|
| <p>律第95号) 附則第8項の規定の適用を受けることとなった職員については、⑨欄又は⑩欄に「年 月 日給与法附則第8項適用」等と記入する。</p> |
|--|

7 「職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の運用について（令和2年6月12日人企一597）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>規則第3条関係</p> <p>この条の<u>第3号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の7第1項又は第2項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> <p>人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。<u>次号及び規則附則第2項関係</u>において同じ。）を支給することとなったことに人事</p> | <p>規則第3条関係</p> <p>この条の<u>第2号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の3第1項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>規則第9条関係</p> <p>人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 派遣の期間中に俸給等（規則第10条第1項に規定する俸給等をいう。<u>次号</u>において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合</p> |

異動通知書を用いる場合

「 年 月 日以後、派遣の
期間中、俸給、扶養手当、
地域手当、広域異動手当、
研究員調整手当、住居手当
及び期末手当のそれぞれ1
00分の を支給する」

と記入する。

六 (略)

規則第13条関係

(略)

規則附則第2項関係

- 1 この項の規定により、俸給等
の支給割合を決定し、又は俸給
等を支給しないものとするこ
となつた職員（同項の規定によ
り俸給等の支給割合を決定し、
又は俸給等を支給しないもの
とすることとなつた日において、
派遣の期間を延長され、規則第
9条第2号に掲げる場合に同条
の規定により人事異動通知書が
交付される職員を除く。）に対
しては、人事異動通知書又はこ
れに代わる文書（以下「通知書
等」という。）により俸給等の

「 年 月 日以後、派遣の
期間中、俸給、扶養手当、
地域手当、広域異動手当、
研究員調整手当、住居手当
及び期末手当のそれぞれ1
00分の を支給する」

と記入する。

六 (略)

規則第13条関係

(略)

(新設)

(新設)

| | |
|--|---|
| <p><u>支給割合又は俸給等を支給しない旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による通知において、人事異動通知書を用いる場合の「異動内容」欄の記入要領は、規則第9条関係第6号の規定の例によるものとする。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>別紙</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(記入要領)</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>9 派遣の期間中に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)附則第8項の規定の適用を受けることとなった職員については、⑨欄又は⑩欄に「年月日給与法附則第8項適用」等と記入する。</u></p> | <p>別紙</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(記入要領)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> |

8 「人事院規則8—12(職員の任免)の運用について(平成21年3月18日人企一532)」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--------|--------|
| 第18条関係 | 第18条関係 |

1～6 (略)

7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないものにあつては、第19条に規定する官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職若しくは人事院規則12—0第9条各号に掲げる法人に属する職（第2

1～6 (略)

7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないものにあつては、第19条に規定する官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職若しくは人事院規則12—0第9条各号に掲げる法人に属する職（第2

5条関係第4項において「特別職に属する職等」という。

)に現に正式に就いている者又は港湾法(昭和25年法律第218号)第43条の29第1項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第78条第1項に規定する国派遣職員(第25条関係第4項において単に「国派遣職員」という。)を採用する場合

二 法第60条の2第1項に規定する年齢60年以上退職者を同項の規定により採用する場合

8～10 (略)

第32条関係

1 この条の第1号の「これらに準ずる職」とは、人事院規則12—0第9条各号に掲げる法人(行政執行法人以外の独立行政法人通則法第2条第1項に規定

5条関係第4項及び第32条

関係第1項第1号において「特別職に属する職等」という。

)に現に正式に就いている者又は港湾法(昭和25年法律第218号)第43条の29第1項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第78条第1項に規定する国派遣職員(第25条関係第4項及び第32条関係第1項第1号において単に「国派遣職員」という。)を採用する場合

二 法第81条の4第1項に規定する定年退職者等の同項又は法第81条の5第1項の規定に基づく採用の場合

8～10 (略)

第32条関係

1 この条の第1項第1号の規定による「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。
一 かつて職員として正式に採用されていた者で引き続き特

する独立行政法人を除く。)に
属する職をいう。

2 この条の第3号の「人事院が
定める者」は、都道府県警察の
職に現に正式に就いている地方
警察職員（警察庁の職員又は警
察法（昭和29年法律第162
号）第56条第1項に規定する
地方警務官として採用される者
に限る。）とする。

3 法第60条の2第1項に規定
する自衛隊法による年齢60年
以上退職者の同項の規定による
採用は、条件付のものとなる。

別職に属する職等に就いたも
ののうち、引き続きこれらの
職に就いている者（これらの
職のうち、一の職から他の職
に1回以上引き続いて異動し
た者を含む。）又は国派遣職
員を職員として採用する場合

二 都道府県警察の職に就いて
いる地方警察職員を警察庁の
職員又は警察法（昭和29年
法律第162号）第56条第
1項に規定する地方警務官と
して採用する場合

(新設)

2 法第81条の4第1項に規定
する自衛隊法による定年退職者
等の同項又は法第81条の5第
1項の規定による採用は、条件
付のものとなる。

9 給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第8条関係</p> <p><u>1</u> この条（第1項及び第2項を除く。）の実施については、規則9—8の定めるところによる。</p> <p><u>2</u> <u>この条の第12項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額に1円未満の端数があるときの取扱いについては、人事院規則9—107（定年前再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の定めるところによる。</u></p> <p>（削る）</p> <p>第10条関係</p> <p>第1項</p> <p>一 本条において「俸給月額」</p> | <p>第8条関係</p> <p>この条（第1項及び第2項を除く。）の実施については、規則9—8の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p><u>第8条の2関係</u></p> <p><u>この条の規定による再任用短時間勤務職員の俸給月額に1円未満の端数があるときの取扱いについては、人事院規則9—107（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の定めるところによる。</u></p> <p>第10条関係</p> <p>第1項</p> <p>一 本条において「俸給月額」</p> |

とは、第8条の規定により決定された職務の級及び号俸に応じた俸給月額であって、本条に規定する俸給の調整額を含まないものをいう。

二～四 (略)

第19条関係

1 「俸給の月額」とは、第6条の2の規定により決定された号俸又は第8条の規定により決定された職務の級及び号俸に応じた俸給月額並びに第10条の規定による俸給の調整額の合計額をいい、法令の規定により俸給を減ぜられているときでも、本来受けるべき俸給の月額とする。なお、職員が附則第8項の規定の適用を受ける場合にあっては当該俸給月額は同項の規定により算定した額となり、附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給を支給される場合にあっては「俸給の月額」には当該俸給の額を含む。

2 (略)

第23条関係

とは、第8条又は第8条の2の規定により決定された俸給の額であって、本条に規定する俸給の調整額を含まないものをいう。

二～四 (略)

第19条関係

1 「俸給の月額」とは、第6条の2若しくは第8条又は第8条の2の規定により決定された俸給の額及び第10条の規定による俸給の調整額の合計額をいい、法令の規定により俸給を減ぜられているときでも、本来受けるべき俸給の月額とする。

2 (略)

第23条関係

第1項・第4項 (略)

第5項

二 第5項の規定による休職者の給与は、人事院規則9—13（休職者の給与）の定めるところにより、休職者が生死不明若しくは所在不明になった原因又は休職者の受ける学資金若しくは報酬等の年額（以下「報酬等年額」という。）を考慮して予算の範囲内で各庁の長がその裁量によりその支給額を定めるものとする。この場合において、特別の事情があるときを除き、報酬等年額が休職者の休職の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、事務総長と協議して算定した額）に比べて高いと認められるときは、給与を支給しないものとし、それ以外の場合は、おおむね当該給与の年

第1項・第4項 (略)

第5項 第5項の規定による休職者の給与は、人事院規則9—13（休職者の給与）の定めるところにより、休職者が生死不明若しくは所在不明になった原因又は休職者の受ける学資金若しくは報酬等の年額（以下「報酬等年額」という。）を考慮して予算の範囲内で各庁の長がその裁量によりその支給額を定めるものとする。この場合において、特別の事情があるときを除き、報酬等年額が休職者の休職の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、事務総長と協議して算定した額）に比べて高いと認められるときは、給与を支給しないものとし、それ以外の場合は、おおむね当該給与の年額と報酬等年額との差額の範囲内となるように定めるものとする。

額と報酬等年額との差額の範囲内となるように定めるものとする。

二 第5項の規定による休職者の給与の支給を受けている職員が附則第8項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、当該職員となった日を休職の期間の初日の前日とみなして、前号の規定により、給与の支給額を定め、又は給与を支給しないものとする。

(新設)

三 前号の規定により、給与の支給額を定め、又は給与を支給しないものとした職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下この号において「通知書等」という。）により給与の支給割合又は給与を支給しない旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

(新設)

四 前号の規定による通知において、人事異動通知書を用いる場合の「異動内容」欄には、「 年 月 日以後、休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当の支給割合をそれぞれ100分の とする（又は「 年 月 日以後、休職の期間中、給与は支給しない）」と記入するものとする。

第7項 (略)

附則第6項関係

(略)

附則第8項及び第9項関係

これらの項の実施については、人事院規則9—147（給与法附則第8項の規定による俸給月額）の定めるところによる。

附則第10項、第12項及び第13項関係

これらの項の実施については、人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）の定めると

(新設)

第7項 (略)

附則第6項関係

(略)

(新設)

(新設)

ころによる。

10 給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第16条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第60条の2第1項</u>の規定による採用（<u>法の規定により退職した日</u>の翌日におけるものに限る。以下<u>この号</u>において「<u>定年前再任用</u>」という。）をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1</p> | <p>第16条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第81条の4第1項</u>若しくは<u>第81条の5第1項</u>の規定による採用（<u>法第81条の2第1項</u>の規定により退職した日（<u>法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。</u>）の翌日におけるものに限る。以下「<u>再任用</u>」という。）をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）</p> |

項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣若しくは令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣（以下この号において「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下この号において単に「休職」という。）から復職した職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、定年前再任用（直近のものに限る。）、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる

第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣若しくは令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、再任用（直近のものに限る。）、当該職務へ

| | |
|---|--|
| <p>要件に該当することとなる職員又は当該<u>定年前再任用</u>、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四 (略)</p> | <p>の復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該<u>再任用</u>、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四 (略)</p> |
|---|--|

1 1 給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>8 規則第2条第2号本文の「人事院の定める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国会職員法（昭和22年法律第85号）<u>第4条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>二 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する<u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60</u></p> | <p>8 規則第2条第2号本文の「人事院の定める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国会職員法（昭和22年法律第85号）<u>第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u></p> <p>二 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する<u>国家公務員法第81条の4第1項若しくは第81条</u></p> |

条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員

三 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第41条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員

四 （略）

五 国家公務員法第2条第3項第16号に掲げる防衛省の職員のうち、育児休業法第27条第1項において準用する育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員

10 規則第2条第3号本文の「人事院の定める者」は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

34 規則第5条、第6条、第11条

の5第1項の規定により採用された裁判所職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの又は育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員

三 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第44条の4第1項又は第44条の5第1項の規定により採用された隊員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの

四 （略）

五 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項第16号に掲げる防衛省の職員のうち、育児休業法第27条第1項において準用する育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員

10 規則第2条第3号本文の「人事院の定める者」は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とする。

34 規則第5条、第6条、第11条

及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間法第6条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。

三 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間

及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間法第6条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。

三 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間

(休職にされていた期間を除く。
) 及び介護休暇又は規則 15—
15 (非常勤職員の勤務時間及
び休暇) 第 4 条第 2 項第 4 号の
休暇の承認を受けて勤務しなか
った期間並びに規則第 11 条第
2 項第 9 号及び第 10 号に定め
る 30 日を計算する場合は、次
による。

(1) (略)

(2) 勤務時間法第 6 条第 2 項の
規定により勤務時間が 1 日に
つき 7 時間 45 分 (定年前再
任用短時間勤務職員又は任期
付短時間勤務職員であった期
間にあつては、前号括弧書の
規定により求めた時間) とな
るように割り振られた日又は
これに相当する日以外の同法
第 10 条に規定する勤務日等
については、日を単位とせず
、時間を単位として取り扱う
ものとする。

四・五 (略)

六 定年前再任用短時間勤務職
員、育児短時間勤務職員等又

(休職にされていた期間を除く。
) 及び介護休暇又は規則 15—
15 (非常勤職員の勤務時間及
び休暇) 第 4 条第 2 項第 4 号の
休暇の承認を受けて勤務しなか
った期間並びに規則第 11 条第
2 項第 9 号及び第 10 号に定め
る 30 日を計算する場合は、次
による。

(1) (略)

(2) 勤務時間法第 6 条第 2 項の
規定により勤務時間が 1 日に
つき 7 時間 45 分 (再任用短
時間勤務職員又は任期付短時
間勤務職員であった期間にあ
つては、前号括弧書の規定に
より求めた時間) となるよう
に割り振られた日又はこれに
相当する日以外の同法第 10
条に規定する勤務日等につい
ては、日を単位とせず、時間
を単位として取り扱うものと
する。

四・五 (略)

六 再任用短時間勤務職員、育
児短時間勤務職員等又は任期

は任期付短時間勤務職員であった期間のうち、第2号から前号までの規定により難い期間の計算については、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

35 規則第13条第1項第1号ニ及び第3号ハ並びに第13条の2第1項第1号ハの「人事院の定める職員」は、基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ハに掲げる職員の区分に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該職員の区分に該当

付短時間勤務職員であった期間のうち、第2号から前号までの規定により難い期間の計算については、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

35 規則第13条第1項第1号ニ及び第3号ハ並びに第13条の2第1項第1号ハ及び第3号ハの「人事院の定める職員」は、基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、

したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、当該職員の区分に該当しないものとして取り扱うことができる。

一～三 (略)

36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員 次に掲げる職員の

当該職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、当該職員の区分に該当しないものとして取り扱うことができる。

一～三 (略)

36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、そ

区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1)～(3) (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)に掲げる職員以外の職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア～ウ (略)

(2) (略)

(削る)

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で

れぞれ次に定める割合

(1)～(3) (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員

の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外

の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア～ウ (略)

(2) (略)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の11以下

イ 減給の処分を受けた職員

100分の22以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の33以下

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で

各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1)～(3) (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)に掲げる職員以外の職員
100分の30超100分の35以下（特定管理職員にあっては、100分の35超100分の45以下）

(2) (略)

(削る)

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める

各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1)～(3) (略)

二 再任用職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の30超100分の35以下（特定管理職員にあっては、100分の35超100分の45以下）

(2) (略)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の33超100分の41以下

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める

額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)・(2) (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)・(2) (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超

額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)・(2) (略)

二 再任用職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)・(2) (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)

えない範囲内で定めるものとする。
ただし、各庁の長は、次の各号
に掲げる職員のいずれかが著しく
少数であること等の事情により、
これによることが著しく困難であ
ると認められる特別の事情がある
場合には、これらの規定及びこの
項の規定の趣旨に照らし合理的に
必要と認められる範囲内において
、別段の取扱いをすることができ
る。この場合において、各庁の長
は、その内容を事務総長に報告す
るものとする。

二 次号に掲げる職員以外の職員

二 国家行政組織法第8条の2に

又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる
職員のいずれかが著しく少数であ
ること等の事情により、これによ
ることが著しく困難であると認め
られる特別の事情がある場合には
、これらの規定及びこの項の規定
の趣旨に照らし合理的に必要と認
められる範囲内において、別段の
取扱いをすることができる。この
場合において、各庁の長は、その
内容を事務総長に報告するものと
する。

二 再任用職員以外の職員 次に
掲げる各庁の長に所属する給与
法第19条の7第1項の職員の
区分ごとに、それぞれ当該職員
の勤勉手当基礎額に100分の
100を乗じて得た額の総額
(1) (2)に掲げる職員以外の職員
(2) 国家行政組織法第8条の2
に規定する施設等機関及び同
法第9条に規定する地方支分
部局並びにこれらに相当する
組織に勤務する職員

二 再任用職員 次に掲げる各庁

| | |
|---|---|
| <p><u>規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</u></p> | <p><u>の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる職員以外の職員</u></p> <p>(2) <u>国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</u></p> |
|---|---|

12 給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---------------------------|
| <p>第7 (略)</p> <p><u>第8 指定職俸給表の適用を受ける職員が俸給表の異動をした場合の号俸の決定の基準について</u></p> <p><u>指定職俸給表の適用を受ける職員の規則第30条の規定による異動後の号俸の決定について、当該職員が次に掲げる俸給表の異動をした場合において、当該俸給表の異動後の職務の級における最高の号俸に決定するときは、同条の規定に基づく人事院の承認があった</u></p> | <p>第7 (略)</p> <p>(新設)</p> |

ものとして取り扱うことができる。

一 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第81条の2第1項に規定する管理監督職（以下「管理監督職」という。）以外の官職への同項本文に規定する降任に伴い指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けることとなった場合

二 管理監督職以外の官職への法第81条の2第1項ただし書に規定する転任に伴い専門スタッフ職俸給表の適用を受けることとなった場合

三 管理監督職以外の官職への人事院規則11-11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第5条の規定による降任に伴い指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けることとなった場合

四 人事院規則11-11第5条第2号又は第3号に掲げる場合において同条第2号に定める日又は同条第3号に定める期間における管理監督職以外の官職へ

| | |
|--|--|
| <p>の降任（職員の同意を得て行うものに限る。）又は転任に伴い指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けることとなった場合</p> | |
|--|--|

1 3 給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|------------------------------|
| <p>第29条関係（略）</p> <p><u>第30条関係</u></p> <p><u>この条の規定による号俸の決定について、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の第8に定めるところによるときは、あらかじめこの条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。</u></p> | <p>第29条関係（略）</p> <p>（新設）</p> |

1 4 給実甲第444号（派遣職員の給与の支給割合の決定等について）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の</p> | <p>国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の</p> |

人事院規則 18-0（職員の国際機関等への派遣）（以下「規則 18-0」という。）第 7 条第 1 項の規定による派遣の期間中の給与の支給割合の決定等について、下記により実施することとしたので通知します。

第 1 規則 18-0 第 7 条第 1 項関係

1～5（略）

6 外務公務員俸給等年額又は派遣前給与年額の算定に当たっては、派遣職員が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）第 8 条第 6 項の規定により標準号俸数（同条第 7 項に規定する人事院規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、人事院規則 9-40（期末手当及び勤

人事院規則 18-0（職員の国際機関等への派遣）（以下「規則 18-0」という。）第 7 条第 1 項並びに人事院規則 18-0-5（人事院規則 18-0（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則）（以下「規則 18-0-5」という。）附則第 2 条及び第 3 条の規定による派遣期間中の給与の支給割合の決定等について、下記により実施することとしたので通知します。

第 1 規則 18-0 第 7 条第 1 項関係

1～5（略）

6 外務公務員俸給等年額又は派遣前給与年額の算定に当たっては、派遣職員が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 8 条第 6 項の規定により標準号俸数（同条第 7 項に規定する人事院規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、人事院規則 9-40（期末手当及び勤勉手当）第 13 条第 1 項第

勉手当) 第13条第1項第1号ハ(専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第2号ハ、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第3号ロ)に掲げる職員であるものとする。

7・8 (略)

9 第1項から第7項までの規定により決定され、又は前項の規定により再決定された給与の支給割合は、派遣の期間中は変更しないものとする。ただし、次の各号に掲げる額が著しく変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、第1項から第7項までの規定により当該支給割合を再決定するものとする。

一・二 (略)

10 (略)

(削る)

(削る)

1号ハ(専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第2号ハ、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第3号ロ)に掲げる職員であるものとする。

7・8 (略)

9 第1項から第7項までの規定により決定され、又は前項の規定により再決定された給与の支給割合は、派遣期間中は変更しないものとする。ただし、次の各号に掲げる額が著しく変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、第1項から第7項までの規定により当該支給割合を再決定するものとする。

一・二 (略)

10 (略)

第2 規則18—0—5関係

1 規則18—0—5附則第2条
の「人事院が定める職員」は、
規則18—0—5の施行の日以

(削る)

後に第1の第9項各号に掲げる額が著しく変動した場合において特に給与の支給割合の再決定の必要があると認められることとなった派遣職員とする。

2 規則18-0-5附則第3条の「人事院が定める職員」は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に第1の第9項各号に掲げる額が著しく変動した場合において特に給与の支給割合の再決定の必要があると認められることとなった派遣職員とする。

(削る)

3 規則18-0-5附則第2条又は第3条の人事院が定める職員に該当した職員の給与の支給割合は、第1の第9項各号に掲げる額が著しく変動した日を派遣日とみなして第1の第1項から第7項までの規定により決定するものとする。

(削る)

4 規則18-0-5附則第2条又は第3条の規定の適用がある職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書により

(削る)

その旨及び規則 18-0-5 附則第 2 条各号又は第 3 条各号に掲げる期間の区分ごとの給与の支給割合を通知するものとする。

5 規則 18-0-5 による改正後の規則 18-0 第 7 条第 1 項の規定による給与の支給割合が、規則 18-0-5 の施行の日の前日における規則 18-0-5 による改正前の規則 18-0 第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による給与の支給割合を超える派遣職員に対しては、規則 18-0-5 による改正後の規則 18-0 第 7 条第 1 項の規定による給与の支給割合を人事異動通知書又はこれに代わる文書により通知するものとする。

(削る)

6 規則 18-0-5 の施行の日の前日から引き続き派遣されている職員に係る規則 18-0-5 による改正後の規則 18-0 第 7 条第 1 項の規定による給与の支給は、予算の範囲内で行うものとする。

1 日本国外に在勤する派遣職員

(新設)

が次に掲げる職員となった場合には、当分の間、第1の第8項及び第9項の規定にかかわらず、これらの職員となった日を派遣日とみなし、給与の支給割合を第1の第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定により再決定するものとする。

一 給与法附則第8項の規定の適用を受ける職員となった場合

二 在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に給与法附則第8項の規定の適用を受ける職員となった場合（行政職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。）

2 日本国内に在勤する派遣職員

(新設)

が前項第1号に掲げる職員となった場合には、当分の間、第1の第8項及び第9項の規定にかかわらず、当該職員となった日を派遣日の前日とみなし、給与の支給割合を第1の第4項から

第7項までの規定により再決定するものとする。

- 3 前2項の規定により支給割合を再決定された派遣職員に対する第1の第9項及び第10項の規定の適用については、第1の第9項中「前項」とあるのは「前項若しくは第2の第1項若しくは第2項」と、第1の第10項中「若しくは前項」とあるのは「、前項若しくは第2の第1項若しくは第2項」とする。 (新設)

- 4 前3項の規定により、給与の支給割合を再決定することとなった職員（当該再決定をすることとなった日において規則18—0第4条第2項の規定により派遣の期間を更新され、規則18—0第6条の規定により人事異動通知書が交付される職員を除く。）に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下この項において「通知書等」という。）により支給される給与の支給割合又は給与を支給しない旨を通知するものとする (新設)

。ただし、通知書等の交付によ
らないことを適当と認める場合
には、適当な方法をもって通知
書等の交付に代えることができ
る。

5 前項の規定による通知におい
て、人事異動通知書を用いて通
知する場合の「異動内容」欄に
は、「 年 月 日以後、派遣
の期間中、俸給、扶養手当、地
域手当、広域異動手当、研究員
調整手当、住居手当及び期末手
当の支給割合をそれぞれ100
分の とする（又は「 年 月
 日以後、派遣の期間中、給与
は支給しない）」と記入する
ものとする。

6・7 (略)

(新設)

1・2 (略)

15 給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を次の表により改正する。

氏名
氏名
氏名

氏名
氏名
氏名

改正後

Table with columns for '支給事項' (Payment Items) and '金額' (Amount). Rows include '基本給' (Basic Salary), '固定給' (Fixed Salary), '退職給付' (Retirement Benefits), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職金' (Retirement Money).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '月額' (Monthly Amount), and '区分' (Category). Rows include '基本給' (Basic Salary), '固定給' (Fixed Salary), '退職給付' (Retirement Benefits), and '退職手当' (Retirement Allowance).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '金額' (Amount), and '区分' (Category). Rows include '退職金' (Retirement Money), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職給付' (Retirement Benefits).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '月額' (Monthly Amount), and '区分' (Category). Rows include '退職給付' (Retirement Benefits), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職金' (Retirement Money).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '金額' (Amount), and '区分' (Category). Rows include '退職金' (Retirement Money), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職給付' (Retirement Benefits).

氏名
氏名
氏名

氏名
氏名
氏名

改正前

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '月額' (Monthly Amount), and '区分' (Category). Rows include '基本給' (Basic Salary), '固定給' (Fixed Salary), '退職給付' (Retirement Benefits), and '退職手当' (Retirement Allowance).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '月額' (Monthly Amount), and '区分' (Category). Rows include '基本給' (Basic Salary), '固定給' (Fixed Salary), '退職給付' (Retirement Benefits), and '退職手当' (Retirement Allowance).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '金額' (Amount), and '区分' (Category). Rows include '退職金' (Retirement Money), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職給付' (Retirement Benefits).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '月額' (Monthly Amount), and '区分' (Category). Rows include '退職給付' (Retirement Benefits), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職金' (Retirement Money).

Table with columns for '支給年月日' (Payment Date), '金額' (Amount), and '区分' (Category). Rows include '退職金' (Retirement Money), '退職手当' (Retirement Allowance), and '退職給付' (Retirement Benefits).

1 6 給実甲第 6 0 9 号（俸給の調整額の運用について）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>規則別表第 1 第 7 号関係</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 「<u>マッサージ師</u>」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。</p> <p>8～16 （略）</p> | <p>規則別表第 1 第 7 号関係</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 「<u>マツサージ師</u>」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。</p> <p>8～16 （略）</p> |

1 7 給実甲第 6 6 0 号（単身赴任手当の運用について）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>規則第 5 条関係</p> <p>1 <u>次の各号に掲げる事由が発生した職員については、当該各号に定める勤務箇所を規則第 2 条関係第 2 項第 6 号及び第 7 号の官署と、当該事由を同号並びに規則第 3 条関係第 2 項第 1 号及び第 2 号の異動等とみなして、規則第 2 条関係第 2 項第 6 号及び第 7 号並びに規則第 3 条関係第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用する。</u></p> | <p>規則第 5 条関係</p> <p>1 <u>国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 8 1 条の 4 第 1 項若しくは第 8 1 条の 5 第 1 項の規定による採用（同法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（同法第 8 1 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国</u></p> |

一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）をされたこと 当該定年前再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所

二 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1

際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第4条第1項の規定による派遣若しくは令和七年に開催される国際博覧会の

項若しくは第 8 9 条の 3 第 1 項の規定による派遣、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 2 7 年法律第 3 3 号）第 1 7 条第 1 項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 2 7 年法律第 3 4 号）第 4 条第 1 項の規定による派遣若しくは令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 3 1 年法律第 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰したこと 当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第 2 条第 4 項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされたこと 当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業

準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 3 1 年法律第 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第 2 条第 4 項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則 1 1 ー 4（職員の身分保障）第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第 2 条関係第 2 項第 6 号及び第 7 号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの

における在職期間中の勤務箇所

四 人事院規則 1 1—4 (職員
の身分保障) 第 3 条第 1 項第
1 号から第 4 号までの規定に
よる休職 (以下単に「休職」
という。) から復職したこと
当該休職の期間中の勤務箇
所

2・3 (略)

4 規則第 5 条第 2 項第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者）にあつては検察官又は行政執行法人職員等としての在

復職を同号並びに規則第 3 条関係第 2 項第 1 号及び第 2 号の異動等とみなして、規則第 2 条関係第 2 項第 6 号及び第 7 号並びに規則第 3 条関係第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用する。

2・3 (略)

4 規則第 5 条第 2 項第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者）にあつては検察官又は行政執行法人職員等としての在

職の間の勤務箇所、定年前再任用をされた職員にあっては当該定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等から職務に復帰した職員、交流採用をされた職員又は休職から復職した職員にあっては当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に

職の間の勤務箇所、再任用をされた職員にあっては当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等から職務に復帰した職員、交流採用をされた職員又は休職から復職した職員にあっては当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

転居すること。

二・三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び定年前再任用をされた場合、国際機関等派遣等から職務に復帰した場合、交流採用をされた場合又は休職から復職した場合の当該定年前再任用、復帰、交流採用又は復職を含む。以下「異動等」という。）の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五～十一 (略)

5 (略)

二・三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び再任用をされた場合、国際機関等派遣等から職務に復帰した場合、交流採用をされた場合又は休職から復職した場合の当該再任用、復帰、交流採用又は復職を含む。以下「異動等」という。）の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五～十一 (略)

5 (略)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

- 一 同一官署内における異動又は職務内容の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、定年前再任用をされた者にあつては当該定年前再任用。以下この号及び次号において同じ。）に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定める事情）により、同居していた配偶者等（同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

- 一 同一官署内における異動又は職務内容の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、再任用をされた者にあつては当該再任用。以下この号及び次号において同じ。）に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定める事情）により、同居していた配偶者等（同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認める

総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ (略)

二 (略)

三 配偶者のある職員で給与法第12条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となったものにあつては当該適用、定年前再任用をされたもの、国際機関等派遣等から職務に復帰したもの、交流採用をされたもの又は休職から復職したものにあつては当該定年前再任用、復帰、交流採用又は復職）の直前に

もののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ (略)

二 (略)

三 配偶者のある職員で給与法第12条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となったものにあつては当該適用、再任用をされたもの、国際機関等派遣等から職務に復帰したもの、交流採用をされたもの又は休職から復職したものにあつては当該再任用、復帰、交流採用又は復職）の直前に配偶者のない

配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 (略)

五 定年前再任用をされた職員、国際機関等派遣等から職務に復帰した職員又は休職から復職した職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、定年前再任用（直近のものに限る。）又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職

職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 (略)

五 再任用をされた職員、国際機関等派遣等から職務に復帰した職員又は休職から復職した職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、再任用（直近のものに限る。）又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当す

員たる要件に該当することとなる職員

六 単身赴任手当の支給を受けている配偶者（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの、定年前再任用をされた配偶者及び国際機関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。）が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、定年前再任用をされた配偶者、国際機関等派遣等から職務に復帰し

ることとなる職員

六 単身赴任手当の支給を受けている配偶者（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの、再任用をされた配偶者及び国際機関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。）が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、再任用をされた配偶者、国際機関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は

た配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該定年前再任用、復帰又は復職。以下この号において同じ。）に伴い職員が居住する住居に転居した日（その日が当該異動又は官署の移転の日から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。）と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（規則第5条第2項第2号又は第5号の人事院が認める職員を含む。）（当該日の同一官署内における異動又は職務内容の変更等（検察官であった者又は

休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該再任用、復帰又は復職。以下この号において同じ。）に伴い職員が居住する住居に転居した日（その日が当該異動又は官署の移転の日から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。）と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（規則第5条第2項第2号又は第5号の人事院が認める職員を含む。）（当該日の同一官署内における異動又は職務内容の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等

行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、定年前再任用をされた者にあつては当該定年前再任用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

規則第8条関係

- 1・2 (略)
- 3 単身赴任手当を受けている職員が各庁の長を異にする異動 (

であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、再任用をされた者にあつては当該再任用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

規則第8条関係

- 1・2 (略)
- 3 単身赴任手当を受けている職員が各庁の長を異にする異動 (

定年前再任用前の各庁の長と定年前再任用後の各庁の長が異なる場合の当該定年前再任用を含む。以下この項において同じ。

)をした場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付するものとする。

4 (略)

別紙第1

記入上の注意

1～4 (略)

5 検察官若しくは行政執行法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は定年前再任用 (暫定再任用を含む。) をされた者、国際機関等派遣等から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替

再任用前の各庁の長と再任用後の各庁の長が異なる場合の当該再任用を含む。以下この項において同じ。)をした場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付するものとする。

4 (略)

別紙第1

記入上の注意

1～4 (略)

5 検察官若しくは行政執行法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は再任用をされた者、国際機関等派遣等から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替えて記入する。

| | |
|--------------------|---------|
| えて記入する。 6・7 (略) | 6・7 (略) |
|--------------------|---------|

18 「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第19条及び第20条関係</p> <p>1 第19条第1項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員とする。</p> <p>(1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第60条の2第1項</u>に規定する短時間勤務の官職を占める職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 国家公務員法<u>第60条の2第1項の規定による採用</u>（以下「<u>定年前再任用</u>」という。）を行おうとする者に係る第19条第1項前段の規定に基づく健康診断については、その者が当該健康診断の実施時期前1年以内に第20条の規定に基づく健康診断を受けているときは、同一の検査の項</p> | <p>第19条及び第20条関係</p> <p>1 第19条第1項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員とする。</p> <p>(1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の官職を占める職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 国家公務員法<u>第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定に基づく採用</u>（以下「<u>再任用</u>」という。）を行おうとする者に係る第19条第1項前段の規定に基づく健康診断については、その者が当該健康診断の実施時期前1年以内に第20条の規定に基づく健康診断を受けているとき</p> |

目については、検査を行う必要はない。規則別表第3に掲げる業務に従事させるために定年前再任用を行おうとする者に係る第19条第1項後段の規定に基づく特別の健康診断について、その者が当該健康診断の実施時期前6月以内に第20条の規定に基づく健康診断を受けているときの同一の検査の項目についても、同様とする。

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領

2 記入要領

「職員数」の欄には、報告年度の3月末日現在でこの報告の対象となった各省各庁における職員（常勤の職員及び国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下この別紙において同じ。）の総数を記入すること。

（一般の健康診断）

(1)～(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の

は、同一の検査の項目については、検査を行う必要はない。規則別表第3に掲げる業務に従事させるために再任用を行おうとする者に係る第19条第1項後段の規定に基づく特別の健康診断について、その者が当該健康診断の実施時期前6月以内に第20条の規定に基づく健康診断を受けているときの同一の検査の項目についても、同様とする。

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領

2 記入要領

「職員数」の欄には、報告年度の3月末日現在でこの報告の対象となった各省各庁における職員（常勤の職員及び国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下同じ。）の総数を記入すること。

（一般の健康診断）

(1)～(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の

欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(9)及び(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)～(13) (略)

(特別の健康診断)

(略)

(指導区分及び事後措置)

(略)

欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(9)及び(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)～(13) (略)

(特別の健康診断)

(略)

(指導区分及び事後措置)

(略)

19 「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福—443）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第6条関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 「深夜勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び<u>育児休業法</u>第22条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）<u>並びに</u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員</u>（以下この項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）にあっては、深夜において、勤務時間を割</p> | <p>第6条関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 「深夜勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び<u>同法</u>第22条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）<u>及び</u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員</u>（以下この項において「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）にあっては、深夜において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに勤務時間法第13条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないこと</p> |

| | |
|--|---|
| <p>り振ってはならないこと並びに勤務時間法第13条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならない<u>ことをいい</u>、育児短時間勤務職員等にあつては、深夜において勤務時間を割り振ってはならない<u>ことをいい</u>、常勤を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）にあつては、深夜において、勤務時間を定めてはならないこと及び当該勤務時間以外の時間における勤務を命じてはならないことをいう。</p> <p>4 （略）</p> | <p>、育児短時間勤務職員等にあつては、深夜において勤務時間を割り振ってはならない<u>こと</u>、常勤を要しない職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）にあつては、深夜において、勤務時間を定めてはならないこと及び当該勤務時間以外の時間における勤務を命じてはならないことをいう。</p> <p>4 （略）</p> |
|--|---|

20 「人事院規則11—10（職員の降給）の運用について（平成21年3月18日給2—26）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第7条関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条の規定により交付する通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。ただし、これによっては特に支障がある場合には、これによらないことができる。</p> | <p>第7条関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条の規定により交付する通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。ただし、これによっては特に支障がある場合には、これによらないことができる。</p> |

(1) 降格させる場合

「国家公務員法第75条第2項及びアの規定によりイに降格させる。ウを給する。」
と記入する。

注1 「ア」の記号をもって表示する事項は、根拠となる条項とする。この場合には、第4条に定める事由により降格させるときは、同条に定める事由のうち該当する事由を規定する条項を記入し、国家公務員法第81条の2第1項に規定する降給をさせるときは、「第81条の2第1項」と記入する。

2・3 (略)

(2) (略)

3 各庁の長は、職員を降給させる場合（国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等に伴う降給の場合を除く。）においては、当該職員

(1) 降格させる場合

「国家公務員法第75条第2項及び人事院規則11—10第4条アの規定によりイに降格させる。ウを給する。」
と記入する。

注1 「ア」の記号をもって表示する事項は、根拠となる条項とする。

2・3 (略)

(2) (略)

3 各庁の長は、職員を降給する場合においては、当該職員が現に任命されている官職の任命権者（人事院規則8—12（職員の任免）第4条第12号に規定

| | |
|--|--|
| <p>が現に任命されている官職の任命権者（人事院規則 8—12（職員の任免）第 4 条第 1 2 号に規定する任命権者をいう。ただし、当該各庁の長である任命権者を除く。）にその旨を通知するものとする。</p> | <p>する任命権者をいう。ただし、当該各庁の長である任命権者を除く。）にその旨を通知するものとする。</p> |
|--|--|

2 1 「人事院規則 1 2—0（職員の懲戒）の運用について（昭和 3 2 年 6 月 1 日職職—3 9 3）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第 3 条関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>減給期間中に昇給、昇格その他の事由により俸給の月額が変動した場合にも、この条の後段に規定する場合を除き、減給の額の計算については、減給発令時に受けていた俸給の月額を基礎とする。</u></p> <p>5・6（略）</p> | <p>第 3 条関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>減給期間中に昇給・昇格・休職その他俸給が変更した場合にも、減給の計算については、減給発令時の俸給を基礎とする。</u></p> <p>5・6（略）</p> |

2 2 「人事院規則 1 4—7（政治的行為）の運用方針について（昭和 2 4 年 1 0 月 2 1 日法審発第 2 0 7 8 号）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>3 規則の適用範囲</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 「法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定</p> | <p>3 規則の適用範囲</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 「法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定</p> |

」は、顧問、参与又は委員の名称を有する諮問的な非常勤の職員（国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この（3）において同じ。）の他の法令に違反しない行為には適用されない。また、顧問、参与又は委員の名称を有しない諮問的な非常勤の職員であつても、これらと同様な諮問的な非常勤の職員で、人事院が特に指定するものの同様な行為にも適用されない。なお、委員の名称を有するものであつても、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に規定する委員会の委員は、ここにいう委員には含まれない。第1項ただし書に該当する職員は、他の法令で禁止されていない限り、この規則に規定する政治的行為を行つたり規則14—5に定める公選による公職の候補者となつたり、公選による公職を併せ占めたり、政党の役員等になることを

」は、顧問、参与又は委員の名称を有する諮問的な非常勤の職員（法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。（3）において同じ。）の他の法令に違反しない行為には適用されない。また、顧問、参与又は委員の名称を有しない諮問的な非常勤の職員であつても、これらと同様な諮問的な非常勤の職員で、人事院が特に指定するものの同様な行為にも適用されない。なお、委員の名称を有するものであつても、国家行政組織法第3条に規定する委員会の委員は、ここにいう委員には含まれない。本項ただし書に該当する職員は、他の法令で禁止されていない限り、この規則に規定する政治的行為を行つたり規則14—5に定める公選による公職の候補者となつたり、公選による公職を併せ占めたり、政党の役員等になることを禁止されない。すなわち、この規則は、これらの職員

| | |
|--|---|
| <p>禁止されない。すなわち、この規則は、これらの職員の職務と責任の特殊性に基づき、国家公務員法附則第4条の規定に従い、職員の政治的行為の制限に関する特例を定めたものである。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> | <p>の職務と責任の特殊性に基づき、国家公務員法附則第13条の規定に従い、職員の政治的行為の制限に関する特例を定めたものである。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> |
|--|---|

23 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等関係</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該定年前再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の</p> | <p>第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等関係</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号に規定する再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤</p> |

他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6・7 (略)

8 定年前再任用短時間勤務職員等については、単位期間（規則第4条の2に規定する単位期間をいう。第4の第1項を除き、以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

9 (略)

10 規則第4条第2項第1号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものと

務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6・7 (略)

8 再任用短時間勤務職員等については、単位期間（規則第4条の2に規定する単位期間をいう。第4の第1項を除き、以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

9 (略)

10 規則第4条第2項第1号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものと

する。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員等）にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第6条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)、第13項(1)ア及び第17項(1)において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) (略)

11～14 (略)

15 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項

する。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分（再任用短時間勤務職員等）にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第6条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)、第13項(1)ア及び第17項(1)において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) (略)

11～14 (略)

15 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項

の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) (略)

(2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

(3) (略)

16～25 (略)

第12 年次休暇関係

1 (略)

2 勤務時間法第17条第1項第2号の新たに職員となった者には、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）から引き続き常勤職員となった者を含む。

3 勤務時間法第17条第1項第2号の任期が満了することによ

の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) (略)

(2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

(3) (略)

16～25 (略)

第12 年次休暇関係

1 (略)

2 勤務時間法第17条第1項第2号の新たに職員となった者には、非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）から引き続き常勤職員となった者を含む。

3 勤務時間法第17条第1項第2号の任期が満了することによ

り退職することとなる者には、
国家公務員法第81条の6第1項の規定に基づき退職することとなる職員、同法第81条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限が到来することにより退職することとなる職員及び任期を定めて任用されている職員のうち別段の定めをしない限り繰り返し任用することとされている職員を含まない。

4～7 (略)

8 規則第18条の2第1項第2号の「人事院が別に定める日数」は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) 当該年において、定年前再任用短時間勤務職員等に相当する行政執行法人職員等（勤務時間法第17条第1項第3号に規定する行政執行法人職員等をいう。以下同じ。）となった者であって、引き続き定年前再任用短時間勤務職員

り退職することとなる者には、
国家公務員法第81条の2の規定に基づき退職することとなる職員、同法第81条の3の規定に基づき定められた期限が到来することにより退職することとなる職員及び任期を定めて任用されている職員のうち別段の定めをしない限り繰り返し任用することとされている職員を含まない。

4～7 (略)

8 規則第18条の2第1項第2号の「人事院が別に定める日数」は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる日数とする。

(1) 当該年において、再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下(1)及び第10項において同じ。）に相当する行政執行法人職員等（勤務時間法第17条第1項第3号に規定する行政執行法人職員等をいう。以下同じ。）となった

等となったもの（(2)に掲げる職員を除く。） 当該行政執行法人職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員等となった日において新たに定年前再任用短時間勤務職員等となったものとして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該行政執行法人職員等となった日において当該行政執行法人職員等が相当する定年前再任用短時間勤務職員等となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数（第10項(2)イにおいて「定年前再任用短時間勤務職員等みなし付与日数」という。）から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるとき

者であって、引き続き再任用職員となったもの 当該行政執行法人職員等となった日において新たに再任用職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた規則別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

は、これを切り上げた日数)
を減じて得た日数を加えて得
た日数

(2) 当該年において、新たに定
年前再任用短時間勤務職員等
となった者（行政執行法人職
員等から引き続き定年前再任
用短時間勤務職員等となった
者を除く。）であって、引き
続き定年前再任用短時間勤務
職員等に相当する行政執行法
人職員等となり、当該行政執
行法人職員等から引き続き定
年前再任用短時間勤務職員等
となったもの（1)に定める日
数に、当該行政執行法人職員
等となった日の前日における
年次休暇の残日数（1日未満
の端数があるときは、これを
切り捨てた日数）を加えて得
た日数

(削る)

(2) 当該年において、再任用職
員又は任期付短時間勤務職員
（以下「再任用職員等」とい
う。）に相当する行政執行法
人職員等となった者であって
、引き続き再任用職員等とな
ったもの（1)に掲げる職員を
除く。） 次に掲げる場合に
応じ、次に掲げる日数

ア 当該年において、再任用
職員等に相当する行政執行
法人職員等から引き続き再
任用職員等となった場合（
イに掲げる場合を除く。）

当該行政執行法人職員等から引き続き再任用職員等となった日において勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該行政執行法人職員等となった日において当該行政執行法人職員等が相当する再任用職員等となり、かつ、当該年において再任用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数（第10項(2)イにおいて「再任用職員等みなし付与日数」という。）から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

イ 当該年において、新たに

(削る)

9 (略)

10 規則第18条の2第4項第2号の「人事院が別に定める日数」は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) 当該年の前年に定年前再任用短時間勤務職員等に相当する行政執行法人職員等であった者であって、引き続き当該年に定年前再任用短時間勤務

再任用職員等となった者（行政執行法人職員等から引き続き再任用職員等となった者を除く。）から引き続き再任用職員等に相当する行政執行法人職員等となり、当該行政執行法人職員等から引き続き再任用職員等となった場合 アに掲げる日数に、当該行政執行法人職員等となった日の前日における年次休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数

9 (略)

10 規則第18条の2第4項第2号の「人事院が別に定める日数」は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる日数とする。

(1) 当該年の前年に再任用職員等に相当する行政執行法人職員等であった者であって、引き続き当該年に再任用職員等となったもの 次に掲げる場

職員等となったもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 当該年の初日に定年前再任用短時間勤務職員等となった場合 定年前再任用短時間勤務職員等となった日において新たに定年前再任用短時間勤務職員等となったものとして勤務時間法第17条第1項第1号（育児休業法第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とし、当該日数が当該年の前年における当該行政執行法人職員等として在職した期間を当該行政執行法人職員等が相当する定年前再任用短時間勤務職員等として

合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に再任用職員等となった場合 再任用職員等となった日において勤務時間法第17条第1項第1号（育児休業法第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とし、当該日数が当該年の前年における当該行政執行法人職員等として在職した期間を当該行政執行法人職員等が相当する再任用職員等として在職したものとみなして勤務時間法第17条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超

在職したものとみなして勤務時間法第17条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該日数。イにおいて同じ。)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に定年前再任用短時間勤務職員等となった場合 当該年において定年前再任用短時間勤務職員等となった日において新たに定年前再任用短時間勤務職員等となったものとして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数 ((2)において「基礎日数」という。)に、当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員等となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなし

えるときは、当該日数。イにおいて同じ。)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に再任用職員等となった場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

て同号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

（削る）

(ア) 当該年の前年に再任用職員に相当する行政執行法人職員等から引き続き当該年の初日後に再任用職員となった場合 当該年における再任用職員に相当する行政執行法人職員等として在職した期間を当該行政執行法人職員等が相当する再任用職員として在職したものとみなして勤務時間法第17条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該

(削る)

年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

(1) (7)に掲げる場合以外の場合 当該年において再任用職員等となった日において勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数（(2)において「基礎日数」という。）に、当該年の初日において再任用職員等となり、かつ、当該年において再任用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号

の規定を適用した場合に
得られる日数と当該年の
前年における年次休暇に
相当する休暇の残日数と
を合計した日数から、同
日までの間に使用した年
次休暇に相当する休暇の
日数（1日未満の端数が
あるときは、これを切り
上げた日数）を減じて得
た日数を加えて得た日数

(2) 当該年の前年に定年前再任
用短時間勤務職員等であった
者であって、引き続き当該年
に定年前再任用短時間勤務職
員等に相当する行政執行法人
職員等となり、当該行政執行
法人職員等から引き続き定年
前再任用短時間勤務職員等と
なったもの 次に掲げる場合
に応じ、それぞれ次に定める
日数

ア 当該年の初日に定年前再
任用短時間勤務職員等に相
当する行政執行法人職員等
となった場合 基礎日数に

(2) 当該年の前年に再任用職員
等であった者であって、引き
続き当該年に再任用職員等に
相当する行政執行法人職員等
となり、当該行政執行法人職
員等から引き続き再任用職員
等となったもの 次に掲げる
場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に再任用職
員等に相当する行政執行法
人職員等となった場合 次
に掲げる場合に応じ、次に

、当該年の初日において定
年前再任用短時間勤務職員
等となり、かつ、当該年に
おいて定年前再任用短時間
勤務職員等となった日の前
日において任期が満了する
ことにより退職することと
なるものとみなして勤務時
間法第17条第1項第2号
の規定を適用した場合に得
られる日数と当該年の前年
における年次休暇の残日数
（1日未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた日
数。イにおいて同じ。）と
を合計した日数から、同日
までの間に使用した年次休
暇に相当する休暇の日数（
1日未満の端数があるとき
は、これを切り上げた日数
）を減じて得た日数を加え
て得た日数

（削る）

掲げる日数

(ア) 当該年の前年に再任用
職員であった者から引き
続き当該年の初日に再任
用職員に相当する行政執

行法人職員等となり、当該行政執行法人職員等から引き続き再任用職員となった場合 当該年における当該行政執行法人職員等となった日において勤務時間法第17条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。(2)において同じ。)を加えて得た日数から、当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基礎日数に、当該年の初日において再任用

(削る)

職員等となり、かつ、当該年において再任用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次休暇の残日数とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に定年前再任用短時間勤務職員等に相当する行政執行法人職員等となり、当該行政執行法人職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員等となった場合 基礎日数に、当該年の初日において定

イ 当該年の初日後に再任用職員等に相当する行政執行法人職員等となり、当該行政執行法人職員等から引き続き再任用職員等となった場合 基礎日数に、当該年の初日において再任用職員等となり、かつ、当該年に

年前再任用短時間勤務職員等となり、かつ、当該年において行政執行法人職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数、定年前再任用短時間勤務職員等みなし付与日数及び当該年の前年における年次休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において定年前再任用短時間勤務職員等となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数及び使用した年次休暇の日数（これらの日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

11・12 (略)

13 当該年に、定年前再任用短時間勤務職員等が1週間当たり

において行政執行法人職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数、再任用職員等みなし付与日数及び当該年の前年における年次休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において再任用職員等となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数及び使用した年次休暇の日数（これらの日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

11・12 (略)

13 当該年に、再任用職員等が1週間当たりの勤務時間を異に

の勤務時間を異にする定年前再任用短時間勤務職員等となり、
齊一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする不齊一型短時間勤務職員となり、若しくは不齊一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする齊一型短時間勤務職員となったこと又は定年前再任用短時間勤務職員（国家公務員法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）が1週間当たりの勤務時間を同じくする任期付短時間勤務職員となり、若しくは任期付短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする定年前再任用短時間勤務職員となったこと（以下この項及び第14の第3項において「勤務時間の変更等」という。）があった場合における年次休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) 当該年の初日に勤務時間の

する再任用職員等となり、齊一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする不齊一型短時間勤務職員となり、若しくは不齊一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする齊一型短時間勤務職員となったこと又は再任用短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする任期付短時間勤務職員となり、若しくは任期付短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする再任用短時間勤務職員となったこと（以下この項及び第14の第3項において「勤務時間の変更等」という。）があった場合における年次休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数とする。

(1) 当該年の初日に勤務時間の

変更等があった場合 同日において勤務時間の変更等があった日における定年前再任用短時間勤務職員等となったものとみなして勤務時間法第17条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。(2)において同じ。）を加えて得た日数

- (2) 当該年の初日後に勤務時間の変更等があった場合 勤務時間の変更等があった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該勤務時間の変更等があった日において同日における定年前再任用短時間勤務職員等となったものとみなして同号の規定を適用した場合に

変更等があった場合 同日において勤務時間の変更等があった日における再任用職員等となったものとみなして勤務時間法第17条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。(2)において同じ。）を加えて得た日数

- (2) 当該年の初日後に勤務時間の変更等があった場合 勤務時間の変更等があった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして勤務時間法第17条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該勤務時間の変更等があった日において同日における再任用職員等となったものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数及び

得られる日数及び当該年の前年における年次休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）

1 4 （略）

1 5 1日を単位とする年次休暇は、定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員並びに不斉一型短時間勤務職員にあっては1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分（勤務時間法第11条の規定により勤務時間が延長された職員にあっては、8時間）を超えない時間とされている場合において当該勤務時間の全てを勤務しないときに、斉一型短時間勤務職員にあっては1日の勤務時間の全てを勤務しないときに使用できる

当該年の前年における年次休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）

1 4 （略）

1 5 1日を単位とする年次休暇は、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員並びに不斉一型短時間勤務職員にあっては1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分（勤務時間法第11条の規定により勤務時間が延長された職員にあっては、8時間）を超えない時間とされている場合において当該勤務時間のすべてを勤務しないときに、斉一型短時間勤務職員にあっては1日の勤務時間のすべてを勤務しないときに使用できるも

| | |
|--|--|
| ものとする。 16 第5項、第8項、第10項、第13項及び前項に定めるもののほか、 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> の年次休暇に関し必要な事項は、別に定める。 | ものとする。 16 第5項、第8項、第10項、第13項及び前項に定めるもののほか、 <u>再任用職員等</u> の年次休暇に関し必要な事項は、別に定める。 |
|--|--|

24 「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第5 平均給与額関係</p> <p>1 補償法第4条第1項並びに規則16—0第12条第3号及び第13条の「採用」には、<u>国家公務員法第60条の2第1項、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員法（以下「令和5年旧法」という。）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項若しくは第2項の規定による採用を含み、令和3年改正法附則第6条第</u></p> | <p>第5 平均給与額関係</p> <p>1 補償法第4条第1項並びに規則16—0第12条第3号及び第13条の「採用」には、<u>再任用（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用することをいう。）が含まれる。</u></p> |

1項又は第2項の規定によりみなされる採用を含まない。

2～12 (略)

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(7) (略)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の特別調整額が支給されたものとされる者以外の者について、給与法第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額（俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給されているものとする。

）の100分の125に29を乗じて得た額（定年前再任用短時間勤務職員等（国家公

2～12 (略)

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(7) (略)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の特別調整額が支給されたものとされる者以外の者について、給与法第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額（俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給されているものとする。

）の100分の125に29を乗じて得た額（国家公務員法第81条の5第1項に規定

務員法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、令和3年改正法附則第6条第1項に規定する旧国家公務員法再任用職員（以下「旧法再任用職員」という。）のうち令和5年旧法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員、令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）をいう。以下同じ。）、育児休業法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が

する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額）

人事院事務総長と協議して定める額)

2 (略)

第18 福祉事業関係

1～11 (略)

12 特別給支給率の取扱いについては、次による。

- (1) 規則16—3第19条の6第1項の「人事院が定める者」とは、同項の規定による特別給支給率を計算することができない職員、同項の期間内に採用され、復職し、又は職務に復帰したためその期間内に給与法の規定による期末手当及び勤勉手当、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第5項に規定する任期付研究員業績手当若しくはこれら

2 (略)

第18 福祉事業関係

1～11 (略)

12 特別給支給率の取扱いについては、次による。

- (1) 規則16—3第19条の6第1項の「人事院が定める者」とは、同項の規定による特別給支給率を計算することができない職員、同項の期間内に採用され、復職し、又は職務に復帰したためその期間内に給与法の規定による期末手当及び勤勉手当、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第5項に規定する任期付研究員業績手当若しくはこれら

に相当する給与（以下「特別給」という。）が支払われなかった職員又は支払われた特別給の総額が著しく少ない職員その他規則 16—3 第 19 条の 6 第 1 項の規定により計算された特別給支給率が公正を欠くと認められる職員をいい、これには、同項の規定により計算して得た特別給支給率が 100 分の 20 に満たない次に掲げる職員が含まれる。

ア 常勤職員（令和 3 年改正法附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）又は旧法再任用職員であるものを除く。（2）において同じ。）及び任期付短時間勤務職員

イ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、旧法再任用職員及び給与に関する規程により特別給を支給されることとされている非常勤職員（定年前再任用

に相当する給与（以下「特別給」という。）が支払われなかった職員又は支払われた特別給の総額が著しく少ない職員その他規則 16—3 第 19 条の 6 第 1 項の規定により計算された特別給支給率が公正を欠くと認められる職員をいい、これには、同項の規定により計算して得た特別給支給率が 100 分の 20 に満たない次に掲げる職員が含まれる。

ア 常勤職員（国家公務員法第 81 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員を除く。（2）において同じ。）及び育児休業法第 23 条第 2 項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

イ 国家公務員法第 81 条の 4 第 1 項又は第 81 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び給与に関する規程により特別給を

短時間勤務職員等を除く。
(2)において同じ。) で規則
16—3第19条の6第1
項の規定により計算して得
た特別給支給率が、事故発
生日の属する月の前月の末
日から起算して過去1年間
に引き続き勤務していたも
のとした場合に支払われる
こととなる特別給の総額 (定年前再任用短時間勤務職
員、暫定再任用職員及び旧
法再任用職員の勤勉手当の
額は、人事院規則9—40
(期末手当及び勤勉手当)
第13条の2第1項第1号
ロ(専門スタッフ職俸給表
の適用を受ける職員にあっ
ては、同項第2号ロ)に定
める率をその者の成績率と
して算出するものとする。
)の事故発生日における補
償法第4条の規定により平
均給与額として計算した額
に365を乗じて得た額に
対する率 ((2)において「み

支給されることとされてい
る非常勤職員 (再任用短時
間勤務職員等を除く。(2)に
おいて同じ。) で規則16
—3第19条の6第1項の
規定により計算して得た特
別給支給率が、事故発生日
の属する月の前月の末日か
ら起算して過去1年間に引
き続き勤務していたものと
した場合に支払われること
となる特別給の総額 (再任
用職員の勤勉手当の額は、
人事院規則9—40(期末
手当及び勤勉手当)第13
条の2第1項第1号ロ(専
門スタッフ職俸給表の適用
を受ける職員にあつては同
項第2号ロ、指定職俸給表
の適用を受ける職員にあつ
ては同項第3号ロ)に定め
る率をその者の成績率とし
て算出するものとする。)
の事故発生日における補償
法第4条の規定により平均
給与額として計算した額に

| | |
|--|--|
| <p>なし計算による特別給支給率」という。)に満たない者</p> <p>(2) 規則16—3第19条の6第1項の「人事院が定める率」とは、(1)の職員のうち、常勤職員及び任期付短時間勤務職員にあっては100分の20を、<u>定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、旧法再任用職員及び非常勤職員</u>にあっては実施機関が人事院事務総長の承認を得て定める率をいう。ただし、(1)のイの職員についてみなし計算による特別給支給率(その率が100分の20を超える場合は100分の20とする。)とするときは、人事院事務総長の承認があったものとして取り扱うことができる。</p> <p>13～16 (略)</p> | <p>365を乗じて得た額に対する率(2)において「みなし計算による特別給支給率」という。)に満たない者</p> <p>(2) 規則16—3第19条の6第1項の「人事院が定める率」とは、(1)の職員のうち、常勤職員及び任期付短時間勤務職員にあっては100分の20を、<u>再任用職員及び非常勤職員</u>にあっては実施機関が人事院事務総長の承認を得て定める率をいう。ただし、(1)のイの職員についてみなし計算による特別給支給率(その率が100分の20を超える場合は100分の20とする。)とするときは、人事院事務総長の承認があったものとして取り扱うことができる。</p> <p>13～16 (略)</p> |
|--|--|

25 「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律および人事院規則18—0(職員の国際機関等への派遣)の運用について(昭和45年12月25日任企—887)」の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>規則 18—0 関係</p> <p>第 1 条関係</p> <p>この条の<u>第 5 号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）<u>第 81 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</u></p> <p>別紙</p> <p>1～3 （略） （記入要領）</p> <p>1～10 （略）</p> <p><u>1.1 派遣の期間中に一般職の職員</u> <u>の給与に関する法律附則第 8 項の</u> <u>規定の適用を受けることとなった</u> <u>職員については、⑬欄又は⑭欄に</u> <u>「 年 月 日給与法附則第 8 項</u> <u>適用」等と記入する。</u></p> | <p>規則 18—0 関係</p> <p>第 1 条関係</p> <p>この条の<u>第 4 号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）<u>第 81 条の 3 第 1 項（国家公務員法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 77 号）附則第 4 条において準用する場合を含む。）の規定により引き続いて勤務している職員をいう。</u></p> <p>別紙</p> <p>1～3 （略） （記入要領）</p> <p>1～10 （略） （新設）</p> |

26 「育児休業等の運用について（平成 4 年 1 月 17 日職福—20）」の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------|----------|
| 第 1 総則関係 | 第 1 総則関係 |

1～6 (略)

7 人事院規則 19—0 (職員の育児休業等) (以下「規則」という。) 第3条第3号又は第17条第3号の「勤務延長職員」とは、国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第81条の7第1項又は第2項の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。

8 規則第3条第4号イ(1)及びハ、第3条の3第3号、第3条の4並びに第4条第8号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

9～14 (略)

第2 育児休業の承認関係

1～3 (略)

4 規則第3条第4号イに掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものと

1～6 (略)

7 人事院規則 19—0 (職員の育児休業等) (以下「規則」という。) 第3条第2号又は第17条第2号の「勤務延長職員」とは、国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第81条の3第1項の規定により定年退職の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。

8 規則第3条第3号イ(1)及びハ、第3条の3第3号、第3条の4並びに第4条第8号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

9～14 (略)

第2 育児休業の承認関係

1～3 (略)

4 規則第3条第3号イに掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものと

| | |
|--|--|
| <p>する。</p> <p>5 規則第3条第4号イ(2)の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>6～9 (略)</p> | <p>する。</p> <p>5 規則第3条第3号イ(2)の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>6～9 (略)</p> |
|--|--|

27 「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>規則第5条関係</p> <p>この条の第5号の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の7第1項又は第2項の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> | <p>規則第5条関係</p> <p>この条の第4号の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の3第1項の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> |

28 「検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について（平成15年10月1日人企一825）」の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>規則第3条関係</p> <p>この条の第3号の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和2</p> | <p>規則第3条関係</p> <p>この条の第2号の「勤務延長職員」とは、国家公務員法（昭和2</p> |

2年法律第120号) 第81条の7第1項又は第2項の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。

規則第8条関係

- 1 (略)
- 2 この条の規定による特定給与(この条の第3項に規定する特定給与をいう。以下同じ。)の支給割合の決定等については、その過程を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。

規則第13条関係

- 1 2以上の法科大学院において教授等の業務を行う第11条派遣職員(この条の第1項に規定する第11条派遣職員をいう。以下同じ。)のこの条の第1項に規定する派遣先報酬等の額については、それぞれの派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額の合計額とする。

2年法律第120号) 第81条の3第1項の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。

規則第8条関係

- 1 (略)
- 2 この条の規定による特定給与(この条の第3項に規定する特定給与をいう。規則第16条関係において同じ。)の支給割合の決定等については、その過程を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。

規則第13条関係

- 1 2以上の法科大学院において教授等の業務を行う第11条派遣職員(この条の第1項に規定する第11条派遣職員をいう。第3項及び規則第16条関係において同じ。)のこの条の第1項に規定する派遣先報酬等の額については、それぞれの派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額の合計額とする。

2～4 (略)

規則第16条関係

人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。

一～九 (略)

十 第4条派遣職員（規則第8条第1項に規定する第4条派遣職員をいう。次号及び規則附則第2条関係第1項において同じ。

）について、その派遣の期間中に特定給与を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

「 年 月 日以後、派遣の期間中、給与の減額分の100分の を支給する」

と記入する。

十一 (略)

十二 第11条派遣職員について、その派遣の期間中に俸給等（規則第13条第1項に規定する俸給等をいう。次号及び規則附則第3条関係第1項において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる

2～4 (略)

規則第16条関係

人事異動通知書の「異動内容」欄の記入要領は、次のとおりとする。

一～九 (略)

十 第4条派遣職員（規則第8条第1項に規定する第4条派遣職員をいう。次号において同じ。

）について、その派遣の期間中に特定給与を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

「 年 月 日以後、派遣の期間中、給与の減額分の100分の を支給する」

と記入する。

十一 (略)

十二 第11条派遣職員について、その派遣の期間中に俸給等（規則第13条第1項に規定する俸給等をいう。次号において同じ。）を支給することとなったことに人事異動通知書を用いる場合

場合

「 年 月 日以後、派遣の
期間中、俸給、扶養手当、
地域手当、広域異動手当、
研究員調整手当、住居手当
及び期末手当のそれぞれ1
00分の を支給する」

と記入する。

十三 (略)

規則第17条関係

(略)

規則附則第2条関係

1 この条の第1項の規定により
、特定給与の支給割合を決定し
、又は特定給与を支給しないも
のとする事となった第4条派
遣職員（同項の規定により特定
給与の支給割合を決定し、又は
特定給与を支給しないものとす
ることとなった日において、派
遣の期間を延長され、規則第1
6条第2号に掲げる場合に同条
の規定により人事異動通知書が
交付される第4条派遣職員を除
く。）に対しては、人事異動通
知書又はこれに代わる文書（以

「 年 月 日以後、派遣の
期間中、俸給、扶養手当、
地域手当、広域異動手当、
研究員調整手当、住居手当
及び期末手当のそれぞれ1
00分の を支給する」

と記入する。

十三 (略)

規則第17条関係

(略)

(新設)

(新設)

下「通知書等」という。)により特定給与の支給割合又は特定給与を支給しない旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

2 前項の規定による通知において、人事異動通知書を用いる場合の「異動内容」欄の記入要領は、規則第16条関係第11号の規定の例によるものとする。

(新設)

規則附則第3条関係

(新設)

1 この条の第1項の規定により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする事となった第11条派遣職員（同項の規定により俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする事となった日において、派遣の間を延長され、規則第16条第2号に掲げる場合に同条の規定により人事異動通知書が交付される第11条派遣職員を除く。

(新設)

）に対しては、通知書等により
俸給等の支給割合又は俸給等を
支給しない旨を通知するものと
する。ただし、通知書等の交付
によらないことを適当と認める
場合には、適当な方法をもって
通知書等の交付に代えることが
できる。

2 前項の規定による通知におい
て、人事異動通知書を用いる場
合の「異動内容」欄の記入要領
は、規則第16条関係第13号
の規定の例によるものとする。

(新設)

別紙

1～3 (略)

(記入要領)

1～13 (略)

14 派遣の期間中に一般職の職員の
給与に関する法律(昭和25年法
律第95号)附則第8項の規定の
適用を受けることとなった職員に
ついては、⑫欄又は⑳欄に「年
月 日給与法附則第8項適用」
等と記入する。

別紙

1～3 (略)

(記入要領)

1～13 (略)

(新設)

29 「自己啓発等休業の運用について(平成19年7月20日職職—256)」の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第1 自己啓発等休業の承認関係</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 人事院規則25—0 (職員の自己啓発等休業) (以下「規則」という。) <u>第2条第4号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法 (昭和22年法律第120号) <u>第81条の7第1項又は第2項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>8 (略)</p> | <p>第1 自己啓発等休業の承認関係</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 人事院規則25—0 (職員の自己啓発等休業) (以下「規則」という。) <u>第2条第3号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法 (昭和22年法律第120号) <u>第81条の3第1項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> <p>8 (略)</p> |

30 「配偶者同行休業の運用について (平成26年2月13日職職—40)」の一部を次の表により改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第1 定義関係</p> <p>1 人事院規則26—0 (職員の配偶者同行休業) (以下「規則」という。) <u>第4条第5号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法 (昭和22年法律第120号) <u>第81条の7第1項又は第2項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> | <p>第1 定義関係</p> <p>1 人事院規則26—0 (職員の配偶者同行休業) (以下「規則」という。) <u>第4条第4号</u>の「勤務延長職員」とは、国家公務員法 (昭和22年法律第120号) <u>第81条の3第1項</u>の規定により定年退職日の翌日以降引き続いて勤務している職員をいう。</p> |

| | |
|-----------|-----------|
| 2 ~ 4 (略) | 2 ~ 4 (略) |
|-----------|-----------|

以 上